平原ゲンジボタルの里長寿命化検討業務に係る 公募型プロポーザル方式募集要領

平原ゲンジボタルの里長寿命化検討業務(以下「本業務」という。)を実施するにあたり、本業務の目的及び内容を効果的かつ効率的に実現するため、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により提案を募集し、受託者の選定を行う。

はじめに

西尾市東部の平原地域は、トンボを始め昆虫類・鳥類などの動物、蒲など湿地に育つ 植物や丘陵地帯独特の花など自然が多く残されている数小ない地域です。

周辺の沢では、ゲンジボタルの餌になるカワニナの生息が見られ小学校・中学校の児童・生徒の科学部員がゲンジボタルの飼育と研究を行っており、毎年、平原ゲンジボタルの里へホタルの幼虫の放流をしています。

また、平成3年には、同地域にお住いの方々により「平原ゲンジボタルの里保存会」 が設立され、市では、ゲンジボタルの里区域を借り受け、自然観察道等の設置をすると ともに、同施設の管理を同保存会に委託し、ホタルの保護に努めています。

以上のように学校・地域住民・市の3者が手を取り合って市民の憩いの場を提供しています。

1 経緯

平原ゲンジボタルの里は、平成4年に木製の観察道(以下「木道」という。)を整備したが、湿気の多い場所に設置された木道は腐食が進んだため、平成16年に全面改修を実施した。その後も部分的な修繕を繰り返しながら、施設の維持管理を行っている。

2 目的

平原ゲンジボタルの里を長期間にわたって安全で快適な利用を継続しつつ、可能な限り維持管理コストの削減が期待できる方法を検討することを目的とする。

3 業務の概要

(1)業務名

平原ゲンジボタルの里長寿命化検討業務

(2)業務場所 西尾市内及び受託者社屋内

(3)業務期間

契約締結日から令和8年1月31日まで

(4)業務内容

別紙「平原ゲンジボタルの里長寿命化検討業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(5) 委託料の提案上限額

本業務委託に係る提案上限額は7,194,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

4 スケジュール

提出期限 等	内容
令和7年6月4日(水)	プロポーザル実施の公告
令和7年6月16日(月)	参加資格申請書の提出期限・質問書の提出期限
令和7年6月20日(金)	質問書に対する回答
令和7年6月23日(月)	企画提案書等の受付開始
令和7年6月30日(月)	企画提案書等の提出期限
令和7年7月7日(月)	プレゼンテーション及びヒアリング
令和7年7月中旬	結果通知書の発送
令和7年7月中旬	契約内容等協議
令和7年7月中旬以降	契約締結

[※]本スケジュールは予定であり、変更となる場合がある。

5 参加資格要件

応募資格者は法人とし、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 公告日において令和6・7年度西尾市入札参加資格者名簿(物品等)の大分類: 役務の提供等、中分類:調査委託、小分類:総合研究所で登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 西尾市競争入札参加停止措置要綱による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 西尾市が行う調達契約からの暴力団排除に関する要綱による排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申し立てがなされていない者及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者
- (6)過去5年(令和2年度~令和6年度)以内に元請けとして、地方公共団体から「各種計画策定関連業務」、又は「その他類似、関連調査研究業務」を受託し、全て誠実に履行した実績を有していること。
- (7) 愛知県内に契約営業所を有していること。
- (8) 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) に基づく破産手続開始の申し立てがなされていないこと。

6 参加資格申請書の提出

プロポーザルに参加を希望する事業者は、次のとおり参加資格申請書等を作成のうえ、 提出期限までに提出すること。

(1) 提出書類

- (ア)参加資格申請書(様式1)
- (イ)会社概要書(様式2)※パンフレット等があれば添付すること。
- (ウ)業務実績調書(様式5)

管理技術者及び主たる担当技術者が地方公共団体の発注する同種・類似の業務を実施した実績を記載すること。

(2) 提出期限

令和7年6月16日(月)午後5時15分まで

(3) 提出先・提出方法

電子メールで提出書類を本要領の「16 連絡先及び提出先」まで送信し、送信後は土曜日・日曜日を除いた午前8時30分から午後5時15分までの間に、電話で受信確認をすること。

(4) 参加資格確認通知書の発送

参加資格申請書を提出した事業者について、参加資格要件を有する者であるかを確認し、令和7年6月20日(金)までに参加資格確認通知書を発送する。

7 質問の受付・回答

企画提案書等の作成に係る質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

(1) 質問の受付期限

令和7年6月16日(月)午後5時15分まで

(2) 質問方法

電子メールで質問書(様式3)を本要領の「16 連絡先及び提出先」まで送信し、送信後は土曜日・日曜日を除いた午前8時30分から午後5時15分までの間に、電話で受信確認をすること。

電子メールの件名は、「平原ゲンジボタルの里長寿命化検討業務【 事業者名 】」とすること。

(3) 質問に対する回答

令和7年6月20日(金)までに西尾市ホームページで公表する。

(4) その他

ア電話、窓口、郵送及びFAXによる質問には応じない。

- イ 審査に関する質問及び回答に対する再質問は受け付けない。
- ウ 質問に対する回答内容は、本要領及び仕様書の追加又は修正として取り扱うものとする。

8 企画提案書等の提出

参加資格確認により参加資格を有すると認められた事業者(以下「参加事業者」という。)は、次のとおり企画提案書等を作成のうえ、提出期限までに提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書(様式4)※表紙部

イ 企画提案書(任意様式)※本編

本要領及び仕様書に基づき、「9受託候補者の選定方法(2)評価基準」を踏ま えたうえで、次の項目ごとに事業者の考え方を示すこと。

- (ア) 業務目的等の理解と意欲
- (イ) 実施体制・業務工程
- (ウ) 平原ゲンジボタルの里長寿命化案の構想について
- (エ) 施設の維持管理コスト削減のための考え方について
- (オ) 支援業務について
- ウ 提案見積書及び見積内訳書(任意様式)
- (ア)提案見積書に記載する金額は、企画提案書に記載する内容に対して必要な 費用をすべて含めること。
- (イ) 見積内訳書は、経費の詳細な内容と金額が分かるように記載すること。
- (2) 提出部数

紙媒体で正本1部、副本6部及び電子メールで PDF ファイルの送信

(3) 提出期間

令和7年6月23日(月)から令和7年6月30日(月)午後5時15分まで

(4) 提出先(担当部署)

本要領の「16 連絡先及び提出先」

- (5) 提出方法
 - ア 持参の場合は、土曜日・日曜日を除いた午前8時30分から午後5時15分までの間に担当部署へ提出すること。
 - イ 郵送の場合は、担当部署あてに郵送し、提出期限までに必着とする。なお、発送 後、担当部署へ電話で到着確認をすること。
 - ウ 提出期限後の書類の再提出、差し替え、追加提出等は原則認めない。ただし、 企画提案書等の内容を確認するため、西尾市から追加資料等を求めた場合はこの 限りではない。
- (6) 企画提案書等の作成上の留意事項

ア 企画提案書等はA4縦長ファイル1冊にまとめて提出すること。

- イ ファイルの表紙及び背表紙には、「平原ゲンジボタルの里長寿命化検討業務委託 企画提案書」とタイトルを記載し、正本・副本の別を表示すること。
- ウ 各提出書類の間には、仕切りやインデックス等を挟み、ページ番号を付与し、 表紙、目次を付けること。
- エ 原則、全ての書類はA4判縦(A3判折り込み可)、横書きとし、左綴じが可能な形で作成すること。

9 受託候補者の選定方法

(1) 選定方法

- ア 西尾市が選任する者をもって選定委員会を設置し、各選定委員が評価した評価 点の合計が高いものから順位をつけ、第1位と採点した委員を最も多く獲得した 者を受託候補者、2番目に多く第1位を獲得した事業者を次点者とする。
- イ 第1位と採点した委員が同数である場合は、その者のうち第2位をより多く獲得したものを受託候補者とする。ただし、第1位の数及び第2位の数が同数であった場合は、各選定委員の評価点の合計を集計した点数が高い者を受託候補者とする。
- ウ 第1位及び第2位の数が同数並びに各選定委員の評価点の合計が同点である場合は、見積額の低い者を上位とする。ただし、見積額も同一の場合は、選定委員会の採決により選定する。
- エ 事業者が1者の場合であっても企画提案書の審査を実施し、審査の結果、評価 基準に基づく選定委員の合計点の平均点が60点以上の場合には、その提案者を 受託候補者として選定する。
- オ 各選定委員の平均評価点が選定委員会で定めた最低基準点の60点に満たない場合は、受託候補者及び次点者に選定しない。
- カ 応募多数の場合は、第一次審査を行う場合がある。なお、その場合の一次審査 は書面審査とする。

(2) 評価基準

選定では、別紙「平原ゲンジボタルの里長寿命化検討業務評価基準」の項目について審査し、総合的な評価を行う。

10 プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書等が提出された後、選定委員会は、参加事業者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 日時

令和7年7月7日(月)

※集合時刻、集合場所等は、参加事業者ごとに電子メールで通知する。

(2) 場所

西尾市中央ふれあいセンター北棟3階講義室(西尾市錦城町162番地14)

(3) 実施方法

企画提案書等の内容について20分以内で説明、その後15分程度ヒアリングを 行う。

(4)参加人数

業務を直接担当する者及び企画提案書等の内容を熟知している者で3名以内とする。

(5) プロジェクターの使用

プロジェクターの使用を希望する場合は、企画提案書等の提出時に申し出ること。

(6) その他

ア プレゼンテーションは、提出された企画提案書等に基づいて行うものとし、追加資料は認めない。ただし、説明用資料として、提出書類の一部を要約したものは使用することができる。

イ プレゼンテーションは非公開とする。

11 審査結果

(1)審査結果の通知

令和7年7月中旬に全ての参加事業者へ結果通知書を発送する。 また、審査結果通知後に西尾市ホームページで公開する。

(2) その他

ア 審査結果に関する問合せには、一切応じないものとする。 イ 審査結果についての異議申し立てはできないものとする。

12 参加者の失格

参加事業者が、次の事項に該当すると西尾市が判断した場合は失格とする。ただし、西尾市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 参加資格要件がないと認められた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 指定した提出期限までに提出書類を提出しなかった場合
- (4) 提案上限額を超える金額の見積書を提出した場合
- (5) その他本要領を遵守しない場合

13 契約手続等

- (1)受託候補者は西尾市と本業務委託について契約に必要な事項を協議した後、西尾市が作成した契約書によって契約を締結するものとする。
- (2) 契約内容については、企画提案書等の内容を踏まえて受託候補者との協議を経て 決定するものとするが、企画提案書等の内容に限定されることなく、変更できるも のとする。
- (3) 受託候補者との協議の過程において、次に掲げる事態が生じたときには、受託候補者の選定時に受託候補者の次に順位の高い者と契約交渉を行うものとする。

ア 受託候補者が契約の締結を辞退したとき

- イ 契約締結時までに本要領12の参加者の失格の要件に該当していることが判明 したとき
- ウ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき
- エ その他やむを得ない事情で契約に至らなかったとき
- (4)契約金額は、提案見積書に記載された見積金額がそのまま採用されるのではなく、受託候補者との協議により本業務の仕様書を確定した後に決定するものとする。
- (5) 契約保証金は、西尾市契約規則(昭和39年西尾市規則第29号)第29条の規

定により契約金額の100分の10以上を納付することとする。ただし、同規則第3 1条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(6) 委託者又は受託者いずれか不可抗力(天災地変・戦争等・感染症伝染病・交通機関の事故等)によりやむを得ず、本契約の全て又は一部の履行が不可能となった場合は、双方ともその相手方に対して賠償の責任を負わないものとする。

この場合、受託者は、合理性が認められる範囲で、受託者が業務実施の準備のため支出した経費を双方協議の上、委託者に請求することができる。

14 企画提案書等の提出書類の取り扱い

- (1) 企画提案書等の提出書類は返却しない。なお、審査及び事務処理以外の目的には使用しない。
- (2)企画提案書等の提出書類について、事務処理に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (3)企画提案書等の提出書類について、西尾市情報公開条例(平成13年西尾市条例 第20号)の規定による請求に基づき、一部又は全部について開示する場合がある。
- (4) 企画提案書等の著作権は、その企画提案書等を作成した者に帰属するものとするが、契約の相手方となった者の企画提案書等については、西尾市が業務に必要な範囲内で無償使用できるものとする。

15 その他

- (1) プロポーザル実施についての説明会は行わない。
- (2)参加資格申請書の提出後又は企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加辞退届(任意様式)を提出すること。
- (3)提出書類の作成及び提出、プレゼンテーションへの参加等に係る一切の費用は事業者が負担するものとする。
- (4) 本要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに西尾市が制定する関係条例、規則等に従うものとする。

16 連絡先及び提出先

西尾市教育委員会事務局生涯学習課(中央ふれあいセンター北棟2階)

〒445-0864 西尾市錦城町162番地14

TEL 0.563 - 5.5 - 3.515

FAX 0.563 - 56 - 7737

Email syougaigakusyuu@city.nishio.lg.jp